

令和5年度 糸魚川市交通安全実施計画



(セーフティドライブコンテスト開会式 令和4年5月28日
糸魚川市民会館 会議室)



(シルバードライビングスクール
令和4年12月15日 糸魚川自動車学校)



(新潟県警作成「ゆっくり行こう体操」
令和5年1月18日から放送 糸魚川駅)

令和5年3月
糸魚川市交通安全対策会議

目 次

1	実施計画策定の趣旨	1
2	糸魚川市の交通事故の現状	2
3	糸魚川市が取り組む重点施策	5
	（1） 高齢者の交通事故防止	5
	（2） 歩行者及び自転車の安全確保	6
	（3） シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	6
	（4） 危険運転の根絶	6
4	分野別の施策	7
	第1節 道路交通環境の整備	7
	Ⅰ 令和4年度の主な実績	7
	Ⅱ 令和5年度の計画	9
	1 道路等の整備	9
	2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進	10
	3 道路占用の適正化	12
	4 駐車対策の推進	12
	5 公共交通機関の利用促進	12
	6 事故防止対策の推進	13
	第2節 交通安全思想の普及徹底	14
	Ⅰ 令和4年度の主な実績	14
	Ⅱ 令和5年度の計画	15
	1 交通安全に関する普及啓発活動の推進	15
	2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	15
	3 効果的な交通安全教育の推進	16
	4 地域社会における交通安全意識の高揚	16
	第3節 道路交通秩序の維持	18
	Ⅰ 令和4年度の主な実績	18
	Ⅱ 令和5年度の計画	18
	1 交通規制の推進	18
	2 駐車秩序の維持	18

第4節 救護体制の充実	19
I 令和4年度の主な実績	19
II 令和5年度の計画	19
1 病院前救護体制の整備充実	19
2 救急医療体制の確保	19
第5節 交通事故被害者対策の推進	20
I 令和4年度の主な実績	20
II 令和5年度の計画	20
1 交通事故相談業務等の活用・支援	20
2 交通事故被害者の支援	20
第6節 踏切道の安全に関する施策	21
I 令和4年度の主な実績	21
II 令和5年度の計画	21
1 踏切道の安全と円滑化を図るための措置	21
2 踏切道の除雪の徹底	21
■参考資料（条例・規則）	22

1 実施計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

令和3年3月に策定した「第11次糸魚川市交通安全計画」は、人命尊重の理念に基づき、人優先の交通安全思想の普及を図り、悲惨な交通事故の根絶を目指すものです。

「糸魚川市交通安全実施計画」は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第4項の規定に基づき、毎年度策定するものであり、本市及び関係行政機関・団体等が交通情勢や財政状況などの実情に応じ、計画的かつ効果的に交通安全対策を推進する具体的な施策について定めるものです。

(2) 計画期間

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2 糸魚川市の交通事故の現状

(1) 令和4年中の交通事故の発生状況

① 事故発生件数

	令和3年	令和4年	前年比
糸魚川市	44件	46件	4.5%増
新潟県	2,848件	2,728件	4.2%減

・本市の交通事故の発生件数は46件で、前年と比較し2件増加しました。

② 死者数

	令和3年	令和4年	前年比
糸魚川市	4人	1人	75.0%減
新潟県	47人	61人	29.8%増

・本市の死者数は1人で、前年と比較し3人減少しました。

事故発生件数当たりの死者数は、県では約44件につき1人が死亡しているのに対し、本市では46件につき1人でした。

③ 負傷者数

	令和3年	令和4年	前年比
糸魚川市	47人	53人	12.8%増
新潟県	3,203人	3,123人	2.5%減

・本市の負傷者数は53人で、前年と比較し6人増加しました。

・本市の事故1件当たりの負傷者数は約1.1人でした。

(参考) 市内及び県内で発生した交通事故の推移

区分		H30	R1	R2	R3	R4	5か年平均
発生件数	糸魚川市(件)	47	38	47	44	46	44.4
	新潟県(件)	3,799	3,484	3,076	2,848	2,728	2,641.4
死者数	糸魚川市(人)	2	3	1	4	1	2.2
	新潟県(人)	102	93	64	47	61	73.4
負傷者数	糸魚川市(人)	61	53	51	47	53	53.0
	新潟県(人)	4,453	4,086	3,546	3,203	3,123	3,682.2

(2) 令和4年中の特定事故(年齢・道路形状等)発生状況

① 高齢者事故の状況

区 分		令和3年	令和4年	前年比
発生件数	糸魚川市(件)	23	24	4.3%増
	新潟県(件)	1,216	1,240	2.0%増
死者数	糸魚川市(人)	2	0	皆減
	新潟県(人)	28	41	46.4%増
負傷者数	糸魚川市(人)	17	14	17.6%減
	新潟県(人)	700	698	0.3%減

・本市では、高齢者(65歳以上)が関係した事故件数は24件(全事故の52.2%・県45.5%)で、死者数は0人(県67.2%)、負傷者数は14人(全負傷者の26.4%・県22.4%)で、死傷者数いずれも減少しました。

② こども事故の状況

区 分		令和3年	令和4年	前年比
発生件数	糸魚川市(件)	2	2	増減なし
	新潟県(件)	133	113	15.0%減
死者数	糸魚川市(人)	0	0	増減なし
	新潟県(人)	1	1	増減なし
負傷者数	糸魚川市(人)	3	3	増減なし
	新潟県(人)	144	126	12.5%減

・本市の中学生以下のこどもが関係した事故は2件(全事故の4.3%・県4.1%)で、死者はなく、負傷者数は3人(全負傷者の5.7%・県4.0%)で、発生件数・死傷者数に増減はありませんでした。

③ 歩行者事故の状況

区 分		令和3年	令和4年	前年比
発生件数	糸魚川市(件)	9	8	11.1%減
	新潟県(件)	469	456	2.8%減
死者数	糸魚川市(人)	1	0	皆減
	新潟県(人)	17	15	11.8%減
負傷者数	糸魚川市(人)	8	8	増減なし
	新潟県(人)	461	449	2.6%減

・本市の歩行者が関係した事故は8件(全事故の17.4%・県16.7%)で、死者はなく、負傷者数は8人(全負傷者の15.1%・県14.3%)で、発生件数・死者数ともに減少しました。

④ 自転車事故の状況

区 分		令和3年	令和4年	前年比
発生件数	糸魚川市 (件)	8	8	増減なし
	新潟県 (件)	360	373	3.6%増
死者数	糸魚川市 (人)	0	0	増減なし
	新潟県 (人)	6	11	83.3%増
負傷者数	糸魚川市 (人)	8	7	12.5%減
	新潟県 (人)	352	356	1.1%増

・本市では、自転車乗車中の者（同乗者を除く）が関係した事故は8件(全事故の17.4%・県13.7%)で、死者はなく、負傷者数は7人(全負傷者の13.2%・県11.4%)で、発生件数及び負傷者数が増加しました。

⑤ 交差点事故の状況

区 分		令和3年	令和4年	前年比
発生件数	糸魚川市 (件)	14	17	21.4%増
	新潟県 (件)	1,609	1,560	30.0%減
死者数	糸魚川市 (人)	0	0	増減なし
	新潟県 (人)	16	22	37.5%増
負傷者数	糸魚川市 (人)	16	23	43.8%増
	新潟県 (人)	1,800	1,773	1.5%減

・本市の交差点事故は17件(全事故の37.0%・県57.2%)で、死者はなく、負傷者は23人(全負傷者の43.3%・県56.8%)で、発生件数及び負傷者数が増加しました。

⑥ カーブ事故の状況

区 分		令和3年	令和4年	前年比
発生件数	糸魚川市 (件)	10	1	90.0%減
	新潟県 (件)	106	95	10.4%減
死者数	糸魚川市 (人)	3	0	皆減
	新潟県 (人)	10	8	20.0%減
負傷者数	糸魚川市 (人)	11	1	90.9%減
	新潟県 (人)	121	108	10.7%減

・本市のカーブ事故は1件(全事故の2.2%・県3.5%)で、死者はなく、負傷者数は1人(全負傷者の1.9%・県3.5%)で、発生件数・死傷者数いずれも減少しました。

⑦ 飲酒運転事故の状況

区 分		令和3年	令和4年	前年比
発生件数	糸魚川市（件）	1	0	皆減
	新潟県（件）	38	35	7.9%減
死者数	糸魚川市（人）	0	0	増減なし
	新潟県（人）	3	3	増減なし
負傷者数	糸魚川市（人）	1	0	皆減
	新潟県（人）	47	40	14.9%減

・本市では、飲酒運転で第1当事者となった事故はありませんでした。

*第1当事者とは、事故に関与した者のうち、事故における過失が最も重い者をいいます。

（3）令和4年中の市内事故の特徴（糸魚川警察署分析）

① 交通事故多発時間帯

午後5時から午後6時までの時間帯が最も多い。（全事故46件中7件が同時帯に発生）

② 交通事故多発路線

国道での事故が全体の約54%を占めており最も多い。（全事故46件中25件が国道で発生）

③ 事故類型別

車両相互の事故が全体の約60%を占めており最も多い。（全事故46件中28件が車両相互の事故）

④ 交通事故違反別

前方不注視が最も多い。（全事故46件中15件が前方不注視の違反によるもの）

⑤ 高齢者事故が多い

全体の約52%（全事故46件中24件）を占めており、県内の高齢者事故発生割合の45%を上回る。

⑥ 重傷事故が多い

全体の約36%（全事故46件中17件）を占めており、県内に重傷事故発生割合の約19%を上回る。

⑦ 二輪車事故が多い

全体の約21%（全事故46件中10件）を占めており、県内の二輪者事故発生割合の約6%を上回る。

3 糸魚川市が取り組む重点施策

本市では、県の重点施策及び糸魚川市交通安全計画に沿って、次の4項目を重点施策に掲げて取り組めます。

（1）高齢者の交通事故防止

本市の全人口に占める65歳以上の割合は、令和4年12月31日現在、40.8%であり、約5人に2人が65歳以上となっており、令和4年12月末における高齢者の運転免許保有者数(9,563

人)は、高齢者人口(16,162人)59.2%を占めています。

今後も更に高齢化が進むことを踏まえ、高齢者が被害者、加害者となる事故の防止が大きな課題となっています。

高齢者は、歩行中や自転車乗車中の事故で死亡する割合が高いことから、運転者に対する高齢者保護意識の醸成、夜間の事故防止に効果的な夜光反射材の着用をより一層推進し、高齢者が被害者となる事故の防止に努めます。

また、高齢運転者が自身の運転能力の自覚を促す取組や運転能力に応じた予防的運転(補償運転)等、加害事故防止対策に取り組むとともに、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るなど、交通安全教育を一層推進します。

更に、高齢者が交通社会に参加できるよう、歩道や道路照明などの道路交通環境の整備を推進します。

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

歩行者及び自転車事故による死者はありませんでした。

高齢者や子どもが被害に遭いやすい歩行中や自転車乗用中の交通事故の抑止に向けて、家庭、学校、地域等と連携し、交通ルールの遵守、交通マナーの向上などについての指導・広報・啓発活動を一層推進し、交通安全意識の高揚を図ります。

自転車利用者に対しては、自転車も加害者となり得る側面があることから、車両としての交通ルールの遵守について意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等の加入促進を図ります。また、事故発生時の被害軽減のため、全ての年齢層の乗車用ヘルメットの着用を推奨します。

(3) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

シートベルトを着用していた場合と非着用の場合では、致死率に極めて大きな差がありますが、自動車乗車中における交通事故死者のシートベルト着用者の割合(48.3%)が半数程度にとどまることや、県内の一般道路における後部座席のシートベルト着用率は61.5%※、チャイルドシート使用率も71.5%でいずれも徹底されているとは言いがたいことから、各季の交通安全運動等を通じ、指導・広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、全座席シートベルト着用、チャイルドシート使用の徹底を呼びかけ、自動車乗車中の死傷者の被害軽減を図ります。

(※シートベルトの着用率は2021年、チャイルドシートの使用率は2022年一般社団法人日本自動車連盟調査による)

(4) 危険運転の根絶

県内で依然として発生している飲酒運転による事故を始め、スマートフォンの画面を注視したり、操作しながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故につながる「あおり運転」などの危険運転の根絶を呼びかけるとともに、危険運転による事故の実態を周知し、危険性について理解を深め、市民の規範意識の確立を図ります。

4 分野別の施策

第1節 道路交通環境の整備

I 令和4年度の主な実績

1 道路等の整備

(1) 広域幹線道路網の整備

区分	計画年度	全体計画	事業内容	実績概要	所管
地域高規格道路	H31～R10年度	路線名：地域高規格道路松本糸魚川連絡道路 延長：5 km 起点：山本 終点：上刈	松糸・今井道路整備	測量・調査・設計：1式 畦畔・用排水路付替工事：L=1,700m 工事用道路：L=600m	県
国道	H元～	路線名：国道8号糸魚川東バイパス 延長：6.9 km 起点：間脇 終点：押上	バイパス整備	調査設計：間脇～梶屋敷 (継続実施)	国
国道	R2～	路線名：国道8号親不知道路 延長：6.7 km 起点：外波 終点：市振	バイパス整備	調査設計（継続実施）	国
国道	R2～	路線名：国道8号藤崎西事故対策 延長：1.0 km 起点：藤崎 終点藤崎	線形改良	調査設計	国
国道			国道8号 防災対策 ①親不知地区洞門補修 ②海岸擁壁補修	①洞門補修 向山・赤崎・三段滝洞門群 ②海岸擁壁補修 藤崎・歌・市振	国
国道 県道	R3～R4	路線名：国道148号 他	① 洞門補修 (根小屋地内 糸滝洞門他) ② トンネル補修 (大所地内 大所トンネル他)	① 補修実績数：3洞門 ③ 補修実績数：2トンネル 大所トンネル補修完了	県
国道 県道			国道8号他防護柵及び区画線の整備（全線）	継続実施	国 県
県道	R3～R4		①県道上町屋釜沢糸魚川線 歩道整備（水保地内） ②県道西飛山能生線 歩道整備 （溝尾地内）	① 整備完了（部分供用 L=28m） ② 整備完了（部分供用 L=155m）	県

(2) 市道・農道・林道の整備（主な新設、改良箇所）

区 分	計画 年度	全体計画	事業概要	所 管
市道	H23～	路線名：市道仙納筒石線 延長：L=220m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	R3～	路線名：市道中ノ谷学校線 延長：L=90m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	R4～	路線名：市道成沢川島線 延長：L=95m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	H22～	路線名：市道大排水路線 延長：L=1,000m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	R2～R4	路線名：市道押上越前線 延長：L=120m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	H30～	路線名：市道火打山梨の木線 延長：L=1,000m	新設改良整備（道路改良）	建設課

(3) 歩道・自転車道の整備（主な新設、改良箇所）

区 分	施策内容	所 管
歩道整備	バリアフリー化及び歩道、自転車道の整備促進 代表的な整備予定箇所 〈県〉①水保地内 県道上町屋釜沢糸魚川線 歩道整備 ②溝尾地内 県道西飛山能生線 歩道整備 ③横町地内 国道148号 歩道整備 ④百川、籾崎地内他 県道上越糸魚川自転車道線 防護柵修繕等	県 建設課
歩道整備 (通学路)	安全を確保するための道路整備 代表的な整備予定箇所 〈市〉市道槇能生線 道路改良	建設課

(4) 交差点の改良等（主な改良箇所）

区 分	施策内容	所 管
	該当なし	

II 令和5年度の計画

1 道路等の整備

(1) 広域幹線道路網の整備

区分	計画年度	全体計画	事業概要	所管
地域高規格道路	H31～R10年度	路線名：地域高規格道路松本糸魚川連絡道路 延長：L=5km 起点：山本 終点：上刈	用地・補償（西川原） 側道付替工（西川原 他） 用排水路付替工（山本 他）	県
国道	H元～	路線名：国道8号糸魚川東バイパス 延長：L=6.9km 起点：間脇 終点：押上	バイパス整備の調査設計 （間脇～梶屋敷）	国
国道	R2～	路線名：国道8号親不知道路 延長：L=6.7km 起点：外波 終点：市振	バイパス整備の調査設計	国
国道	R2～	路線名：国道8号藤崎西事故対策 延長：L=1.0km 起点：藤崎 終点 藤崎	線形改良 調査設計 用地買収	国
国道	R3～	路線名：国道8号海川橋西詰交差点事故対策 海川橋西詰交差点、押上東交差点	交差点改良	国
国道		路線名：国道8号 防災対策 ①親不知地区洞門補修 ②海岸擁壁補修	①洞門補修 向山・赤崎・三段滝洞門群 ②海岸擁壁補修 藤崎、歌	国
国道		路線名；国道8号 橋梁補修 ①海川橋 ②姫川大橋	①耐震補強・擁壁補修 ②塗装塗替	国
国道	R3～R5年度	路線名：国道148号	山之坊地内他 洞門補修（寒谷洞門他）	県
国道	R3～R4年度	路線名：国道148号 延長：L=2,315m	大所地内 トンネル補修（大所トンネル）	県
国道	H29～R5年度	路線名：国道148号 箇所数：2か所	山本地内 橋梁耐震アップグレード（山本橋） 大野地内 橋梁耐震アップグレード（中山橋）	県
県道	H30～R5年度	路線名：主要地方道能生インター線 延長：L=300m	道路整備（拡幅）	県

(2) 市道・農道・林道の整備

区分	計画年度	全体計画	事業概要	所管
市道	H23～	路線名：市道仙納筒石線 延長：L=280m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	R5～	路線名：市道能生浜通り線 延長：L=90m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	R3～	路線名：市道中ノ谷学校線 延長：L=90m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	R5～	路線名：市道田屋見取線 延長：L=180m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	R4～	路線名：市道成沢川島線 延長：L=95m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	H22～	路線名：市道大排水路線 延長：L=1,000m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	H30～	路線名：市道火打山梨の木線 延長：L=1,000m	新設改良整備（道路改良）	建設課

(3) 歩道・自転車道の整備

区分	施策内容	所管
歩道整備	バリアフリー化及び歩道、自転車道の整備促進 代表的な整備予定箇所 〈県〉①溝尾地内 県道西飛山能生線 歩道整備 ②横町地内 国道148号 歩道改良 ③大野地内 国道148号 歩道整備	県 建設課
歩道整備 (通学路)	該当なし	建設課

(4) 交差点の改良等

区分	施策内容	所管
適正な道路標示	横断歩道・停止線等	県 建設課 警察署
交差点の改良	交通状況に即した対策の実施（道路の新設・改良等）	県 建設課 警察署

2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

区分	施策内容	所管
死傷事故防止対策	幹線道路等で特に死傷事故率が高い「事故危険箇所」への対策の実施（公安委員会と道路管理者の連携）	国 警察署
交通事故削減	『事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）』の推進	国

安全・安心緊急施設整備	交通事故多発地点等、特に必要な箇所	県警察署
歩行者及び自転車の安全な通行の確保	信号機の高度化等、交通安全施設の整備 代表的な整備予定箇所 〈県〉①溝尾地内 県道西飛山能生線 歩道整備 ②横町地内 国道 148 号 歩道改良	県建設課
交通安全施設整備	市道の防護柵、カーブミラー、照明灯、区画線等	建設課
融雪施設整備の適切な維持管理	県道消雪パイプ布設替え等 代表的な整備予定箇所 〈県〉①平牛地内 県道上町屋釜沢糸魚川線 消雪パイプ布設替え ②木浦地内 県道中尾水込線 消雪パイプ布設替え	県
融雪施設整備の適切な維持管理	市道消雪パイプ井戸掘り替え等 代表的な整備予定箇所 〈市〉①竹ヶ花消雪パイプ布設替え ②北平消雪パイプ布設替え ③中断道消雪パイプ井戸掘り替え ④玉ノ木消雪パイプ削井	建設課
除雪機械の適正管理	除雪機械の計画的な整備と更新	国・県建設課

(2) 標識等の整備

区分	施策内容	所管
交通安全施設整備	国道、県道の防護柵、道路照明、区画線、道路標識等	国・県

(3) 高齢者・障害者のための安全施設等の整備

区分	施策内容	所管
日常生活、社会生活の安全確保	歩行空間のバリアフリー化、交通安全施設等の整備 代表的な整備予定箇所 〈県〉①溝尾地内 県道西飛山能生線 歩道整備 ②横町地内 国道 148 号 歩道改良	県建設課

(4) 通学路、通園（所）路の安全設備・施設の整備

区分	施策内容	所管
安全設備・施設の整備	信号機の設置（道路の新設・改良等） 横断歩道等の交通規制	警察署 道路管理者

(5) 高速道路における交通環境の保全

区 分	施策内容	実施時期	所 管
安全で円滑な交通確保	高速道路利用者への情報提供	通年	道路管理者

(6) LED 街路灯の設置促進

区 分	施策内容	実施時期	所 管
夜間の歩行者の安全確保	LED 街路灯設置補助金	通年	建設課

3 道路占用の適正化

(1) 道路占用の適正化

区 分	施策内容	実施時期	所 管
交通障害の抑制	工事業者等への指導の実施(交通の安全と円滑の確保)	通年	警察署
円滑な道路交通の確保	道路占用許可の適正な運用、道路占用の適正な維持管理、許可条件の履行確認	通年	国・県 建設課 農林水産課
安全な交通確保	交通や通行に支障を与える不法占用物件等の排除	通年	国・県 建設課 農林水産課

4 駐車対策の推進

(1) 駐車対策の推進

施策内容	実施時期	所 管
地域住民の要望と実態を捉えた取締まりの実施 (悪質で危険性、迷惑性の高い違反等)	通年	警察署

5 公共交通機関の利用促進

(1) 公共交通機関の利便性向上と利用促進

施策内容	実施時期	所 管
日本海ひすいライン、大糸線の利便性向上と利用促進	通年	都市政策課
地域住民への利用促進についての周知・啓発活動		
鉄道事業者や関連団体と連携したイベント等の実施		
県内高速バス運行費の助成		
路線バスの利便性向上、運行費の助成		
コミュニティバス等運行費の助成		

6 事故防止対策の推進

(1) 事故危険箇所対策の推進

施策内容	実施時期	所 管
事故危険箇所の調査 (テレマティクスタグ技術により収集した運行データの活用)	適宜	環境生活課 (交通安全協会、警察等)
交通安全点検パトロール (道路管理者が実施する整備に反映)	8月末	環境生活課 道路管理者 警察署 交通安全協会

(2) 交通安全対策会議の活用

施策内容	実施時期	所 管
市交通安全対策会議、臨時に緊急対策会議等の開催 (重大事故等の発生や緊急に交通安全施策を講ずる必要が生じた場合)	適宜	環境生活課 道路管理者 警察署 交通安全協会

第2節 交通安全思想の普及徹底

I 令和4年度の主な実績

施策	事業内容	実績概要	所管
1 交通安全に関する普及啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 春の全国交通安全運動 自転車安全月間 夏の交通事故防止運動 秋の全国交通安全運動 高齢者交通事故防止運動 冬の交通事故防止運動 交通安全家庭の日 表彰事業 	<ul style="list-style-type: none"> PTA、地区役員、市職員による立哨指導 延べ300名(春・秋の全国運動時) 各期の広報無線、広報誌、回覧文書による啓発 各期の街頭啓発活動 毎月10日に行政無線放送 	警察署 交通安全協会 環境生活課
2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	関係機関と連携した交通安全教育と普及啓発活動の推進	幼児 13回 小学校 15回 中学校 1回 高齢者 2回 一般 1回 (R5.1.31現在)	環境生活課
3 効果的な交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全指導員の資質向上 夜間の視認性に関する教材の活用 	交通安全指導員研修会(3月) 交通安全教室での活用やデジタルサイネージ上映	環境生活課 警察署 環境生活課
4 地域社会における交通安全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全指導員の配置 防犯パトロール員の配置 糸魚川地区交通安全協会支部活動費助成 テレマティクスタグ技術を活用した交通安全イベント 夜光反射材の活用促進 高齢者運転免許自主返納支援事業の推進 シルバードライビングスクール 飲酒運転根絶意識の醸成 	10名(R4.4.1現在) 129名(R4.3.31現在) 交通安全対策にかかる経費を対象に支援 セーフティドライブコンテスト(R4.6.1~6.30) 各季啓発活動時に反射材を配付 交付者数 151名(R5.1.31現在) 高齢者を対象に運転技術の指導(自動車学校R4.12.14、参加者10名) 啓発ポスターの掲示 年末合同警戒(R4.12.14)	環境生活課 こども教育課 交通安全協会 環境生活課 警察署 環境生活課 警察署 交通安全協会 環境生活課

II 令和5年度の計画

1 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 各季における交通安全運動の推進

事業内容	期 間	所 管
新入学（園）児を守る交通安全週間	4月6日（木）～4月12日（水）	環境生活課 警察署 交通安全協会
春の全国交通安全運動	5月11日（木）～5月20日（土）（10日間）	
自転車安全月間	5月1日（月）～5月31日（水）（1か月間）	
県民交通安全フェア	7月11日（火） 新潟テルサ	
夏の交通事故防止運動	7月22日（土）～7月31日（月）（10日間）	
秋の全国交通安全運動	9月21日（木）～9月30日（土）（10日間）	
高齢者交通事故防止運動	10月1日（日）～10月31日（火）（1か月間）	
冬の交通事故防止運動	12月11日（月）～12月20日（水）（10日間）	
安全運転・チャレンジ100	9月23日（土）～12月31日（日）（100日間）	
いきいきクラブ・チャレンジ100	9月23日（土）～12月31日（日）（100日間）	
交通安全家庭の日	毎月10日	
交通事故死ゼロを目指す日	5月20日（土）、9月30日（土）	
横断歩行者を守る交通事故防止運動	3月1日（水）～3月10日（金）（10日間）	

(2) その他の普及啓発活動の推進 〈環境生活課・交通安全協会〉

事業内容	期 間	所 管
交通安全フェア・日本海クラシックカーレビュー	9月3日（日）開催予定	環境生活課 交通安全協会
夜間の視認性（見え方）講習会	交通安全教室開催時、各季の交通事故防止運動等開催時	
交通安全功労者・優良運転者表彰等	各季	

2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

対 象	事業内容	実施時期	所 管
保育園・幼稚園・認定こども園向け	親子交通安全教室	4月～5月及び 2月～3月	環境生活課 警察署 交通安全協会
小学生・中学生・高校生向け	正しい自転車の乗り方や道路横断の仕方など交通ルール・マナーの実践指導	4月～5月	
高齢者団体・コミュニティ団体向け	加齢に伴う身体的機能の変化と行動特性について、運転者・歩行者それぞれの視点に立った交通安全教育	通年	
一般向け	参加・体験・実践型の交通安全教室	通年	

3 効果的な交通安全教育の推進

事業内容	実施時期	所管
交通安全指導員の配置	通年	環境生活課
市交通安全指導員の資質向上のための研修会	3月	環境生活課 警察署
地区公民館の生涯学習事業やコミュニティ団体等の活動と連携した交通安全教育と普及啓発活動	通年	環境生活課 生涯学習課 警察署 交通安全協会

4 地域社会における交通安全意識の高揚

(1) 家庭、学校、職域等における交通安全教育の推進

事業内容	実施時期	所管
新入学児童へ交通安全帽子、ランドセルカバーを配付	2月	環境生活課 交通安全協会
参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 (保育園・幼稚園・学校・老人クラブ等)	通年	環境生活課 警察署 交通安全協会
交通安全教室の開催 自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果の理解促進	通年	環境生活課 警察署 交通安全協会
糸魚川地区交通少年団の活動支援	通年	環境生活課 警察署 交通安全協会
夜光反射材の配付・活用	通年	環境生活課 警察署 交通安全協会

(2) 地域ぐるみの交通安全運動の推進

事業内容	実施時期	所管
テレマティクスタグ技術を活用した交通安全イベントの実施	6月	環境生活課 警察署、国
「安全運転チャレンジ100」、「いきいきクラブ・チャレンジ100(高齢者参加型運動)」の周知・参加	9月23日 ～12月31日	環境生活課 交通安全協会
防犯パトロール員の配置	通年	こども教育課
通学路等の交通安全パトロールなど、地域ぐるみの安全対策	通年	環境生活課 こども教育課
シニアカーの講習会(安全な利用方法の指導)	通年	環境生活課 警察署
交通安全協会(糸魚川・能生・青海)支部への活動費助成 交通安全思想の普及啓発活動支援	通年	環境生活課
シートベルトの着用の徹底(運転席、助手席、後部座席)	通年(交通安全運動期間)	環境生活課 警察署 交通安全協会

事業内容	実施時期	所 管
チャイルドシートの使用効果及び使用方法に関する指導・啓発	通年 (交通安全運動期間等)	環境生活課 警察署 交通安全協会
市交通安全指導員の配置と安全指導の実施	通年	環境生活課

(3) 飲酒運転の根絶

事業内容	実施時期	所 管
飲酒運転根絶意識の醸成（飲食店等を訪問指導等）	12月	環境生活課 警察署 交通安全協会

(4) 運転中のスマートフォン等使用の根絶

事業内容	実施時期	所 管
広報等により周知啓発 各種講習による交通安全意識啓発 (車両運転中のスマートフォン等の使用の危険性)	通年	環境生活課 警察署 交通安全協会

(5) あおり運転の発生抑止

事業内容	実施時期	所 管
ドライブレコーダーの設置促進	通年	環境生活課

(6) 効果的な広報の実施

事業内容	実施時期	所 管
事故情報の提供依頼	通年	環境生活課 警察署
運転免許自主返納制度の利用促進 高齢者の交通移動手段となる関連事業の周知 実施事業：高齢者運転免許自主返納支援事業 高齢者おでかけパス事業 地域包括支援センターによる生活相談	通年	環境生活課 警察署 交通安全協会
交通、気象等地域即時情報の安心メール配信 広報紙、ホームページ、防災行政無線等を活用した効果的な広報の実施	通年	各道路管理者

第3節 道路交通秩序の維持

I 令和4年度の主な実績

施策	事業内容	実績概要	所管
1 交通規制の推進	横断歩道新設	南寺町地内横断歩道新設	警察署

II 令和5年度の計画

施策	事業内容	所管
1 交通規制の推進	交通の安全と通行の円滑化を図るため、交通実態に応じた交通規制	環境生活課 警察署 各道路管理者
2 駐車秩序の維持	悪質で危険性・迷惑性の高い違法駐車取締り	警察署
	市街地の駐車実態や地域住民の要望を踏まえ、駐車規制を見直す	環境生活課 警察署 各道路管理者

第4節 救護体制の充実

I 令和4年度の主な実績

施策	事業内容	実績概要	所管
1 病院前救護体制の整備充実	高度救急資器材の整備 交通事故対応訓練の実施	早川分遣所の救急車・ 資機材更新 事故車両からの車外 救出訓練 交通外傷処置訓練	消防本部

II 令和5年度の計画

施策	事業内容	所管
1 病院前救護体制の整備充実	職員の資質向上（指導救命士による教育訓練の実施）	消防本部
	救急救命士及び救急隊員の教育、技能の向上 （救急ワークステーションの活用）	消防本部
	応急手当の普及、啓発	消防本部
	救助・救急資器材の整備	消防本部
	ドクターヘリの効果的な運用による救命率の向上等	県 消防本部
	研修等を通じた職員の資質向上 （ドクターヘリ基地病院との連携）	消防本部 長岡赤十字病院
	高速道路における救急業務の円滑かつ適切な実施 （消防本部と関係管理者の相互協力）	消防本部 東日本高速道路 株式会社
2 救急医療体制の確保	休日夜間等の救急医療体制の維持確保	健康増進課
	救急医療を支える基幹病院の施設設備の充実	健康増進課

第5節 交通事故被害者対策の推進

I 令和4年度の主な実績

施策	事業内容	実績概要	所管
1 交通事故相談業務等の活用・支援	交通災害共済制度の周知及び加入促進 交通災害共済見舞金請求書の受付・審査	・加入者数 27,788人(R5.1.1現在) (加入率69.9%) ・見舞金請求件数 23件 3,300千円 (R5.1.31現在)	市町村総合事務組合 環境生活課

II 令和5年度の計画

施策	事業内容	所管
1 交通事故相談業務等の活用・支援	被害者の不利益防止 新潟交通事故相談所等、相談機関の利用等について周知 交通災害共済制度の周知及び加入促進 交通災害共済見舞金請求書の受付・審査	市町村総合事務組合 環境生活課
2 交通事故被害者の支援	交通遺児基金が行う被害者援助事業等の周知	こども課

6節 踏切道の安全に関する施策

I 令和4年度の主な実績

施策	事業内容	実績概要	所管
1 踏切道の安全と円滑化を図るための措置	踏切通行時における安全意識の向上	○啓蒙活動の実施(学校、タクシー・バス会社等)	西日本旅客鉄道株式会社
	踏切通行時における安全設備の向上 (踏切設備の保安度向上)	○踏切警報灯の全方位化 (今村、浜田) 踏切注意表示付 (竹花) ○3D踏切障検の高機能化(西海)	えちごトキめき鉄道株式会社

II 令和5年度の計画

施策	事業内容	所管
1 踏切道の安全と円滑化を図るための措置	安全意識の向上や踏切支障時における非常ボタンの操作等の周知(運転者や歩行者などの踏切道通行者)	環境生活課 西日本旅客鉄道株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社
	踏切設備の保安度向上を図る ○踏切警報灯の全方位化(西海) ○踏切障検の取替(竹花、薬師)	えちごトキめき鉄道株式会社
2 踏切道の除雪の徹底	適切な除排雪等の実施(道路管理者との連絡)	西日本旅客鉄道株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社
	降積雪予測情報等を活用した踏切除雪の早期手配	えちごトキめき鉄道株式会社

参 考 資 料

- 糸魚川市交通安全条例
- 糸魚川市交通安全条例施行規則

○糸魚川市交通安全条例

平成17年3月19日

条例第159号

改正 令和元年12月20日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、本市における交通安全施策の推進を図り、もって市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民の交通安全意識の高揚と交通安全確保のため、啓発活動、道路環境整備等の総合的な交通安全施策の実施に努めるものとする。

2 前項の交通安全施策の計画及び実施に当たっては、警察署、道路管理者その他の関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らの責任で生命、身体及び財産を守り、交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全施策に協力するものとする。

(交通安全対策会議)

第4条 市長は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、糸魚川市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 糸魚川市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、市長をもって充て、委員の定数は、15人以内とする。

(道路交通環境の確保等)

第5条 市長は、交通安全を確保するため、交通安全施設等を整備し、良好な道路交通環境の確保に努めるとともに、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第6条 市長は、市民の交通安全意識の向上を図るため、年齢、地域等の実情に応じた交通安全教育活動を実施するものとする。

(情報の提供)

第7条 市長は、市民に対し、交通安全に関する広報啓発活動及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の糸魚川市交通安全条例（平成10年糸魚川市条例第33号）、能生町交通安全条例（平成10年能生町条例第18号）又は青海町交通安全条例（平成10年青海町条例第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和元年12月20日条例第41号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○糸魚川市交通安全条例施行規則

平成17年3月19日

規則第155号

改正 平成18年3月31日規則第23号

平成18年8月1日規則第60号

平成22年2月26日規則第10号

平成27年1月30日規則第1号

令和元年12月20日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸魚川市交通安全条例（平成17年糸魚川市条例第159号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通安全対策会議)

第2条 条例第4条に規定する糸魚川市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の会長は、会務を総理する。

2 対策会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 国の関係行政機関の職員
- (2) 新潟県の知事部局の職員
- (3) 新潟県警察の警察官
- (4) 西日本旅客鉄道株式会社の社員
- (5) えちごトキめき鉄道株式会社の社員
- (6) 東日本高速道路株式会社の社員
- (7) 市民のうち交通安全に識見を有する者
- (8) 市の教育長、消防署長その他職員

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の糸魚川市交通安全条例施行規則（平成10年糸魚川市規則第48号）、能生町交通安全規則（平成10年能生町規則第12号）又は青海町交通安全条例施行規則（平成10年青海町規則第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年3月31日規則第23号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月1日規則第60号）

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成22年2月26日規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月30日規則第1号）

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日規則第47号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和5年度 糸魚川市交通安全実施計画

－令和5年3月－

編集発行 糸魚川市 市民部 環境生活課

〒941-8501

糸魚川市一の宮 1-2-5

T E L 025-552-1511

F A X 025-552-1066
